

県立総合リハビリテーションセンター・医療センターの病床数について

1 要旨・目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえ、県立総合リハビリテーションセンター・医療センターの病床数の適正化を進める。

・回復期（障害者施設等入院基本科） 60 床 → 50 床（▲10 床削減）

2 現状・背景

○ 運営状況等

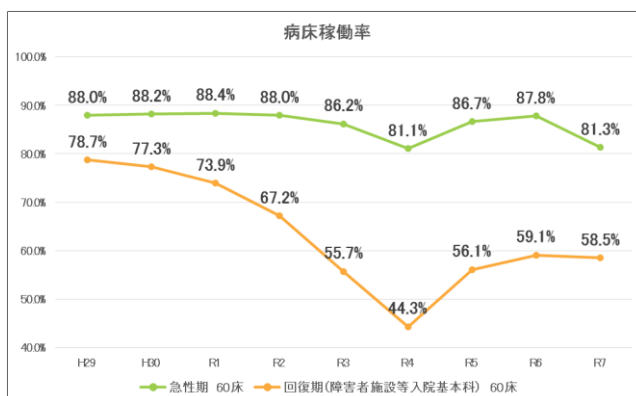
① 施設概要

施設名	県立総合リハビリテーションセンター・医療センター
所在地	東広島市西条町田口 295-3
設置目的	身体障害者の医療及び更生のために必要な相談、診断、評価、治療及び訓練を行い、社会復帰の促進を図る。
指定管理者	（社福）広島県福祉事業団（指定期間：R8～R17）
病床数	340 床 うち、急性期 60 床 回復期 160 床 ・障害者施設等入院基本科 60 床 ・高次脳機能センター40 床 ・若草園（医療型障害児入所施設 肢体不自由児）60 床 慢性期 120 床 ・若草療育園（医療型障害児入所施設 重心児）60 床 ・わかば療育園（医療型障害児入所施設 重心児）60 床
診療科	整形外科、小児科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、泌尿器科、リウマチ科、内科、総合内科、眼科、精神科、脳神経内科、歯科

② 運営状況

第三者による経営分析に基づく経営・運営改善として、広島中央医療圏域を中心に医療機関訪問を行い、医療機関間連携の強化と紹介増患に向けた取組を実施し、急性期は病床稼働率 8 割以上を維持するものの、回復期（障害者施設等入院基本科）は病床稼働率 6 割程度にとどまっており、収益の確保が難しい発達外来の増加、また昨今の物価高の影響などを受け、医療センターの経営状況は厳しさを増している。

○ 患者数の推移



○ 医療センター単体での収支の推移

(単位：百万円)

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
医療センター (経常収支)	66	70	38	▲10	▲61	▲29	▲128	▲149	▲174
(参考) 事業団全体収支 (福祉部門も含め)	96	36	▲4	▲69	▲118	▲19	▲111	73	87

※医療センター（経常収支）：急性期、回復期(障害者施設等入院基本科)、外来の合計

3 概要

(1) 事業内容

○ 病床数の適正化について

回復期（障害者施設等入院基本科）の許可病床数は60床であるものの、令和2年度以降、実際の最大入院患者数は50床を超えることがなく、病床稼働率は低い状況が継続しているため、次のとおり実態を踏まえた病床規模へ見直す。

・ 回復期（障害者施設等入院基本科） 60床 → 50床（▲10床削減）【再掲】

(2) 事業効果

○ 病床適正化の効果・メリット

病床数の適正化により創出したスペースを有効活用し、個室や訓練室の整備等を検討

- ・ 個室：感染対策やプライバシーの確保、静かな療養環境の提供が可能となり、患者満足度の向上とともに特別料金の徴収による増収が見込める。
- ・ 訓練室：患者の状態に応じた質の高いリハビリテーションを実施し、身体機能の回復や早期退院、在宅復帰を支援することが可能になり、患者満足度向上による増患効果が期待できる。また、早期退院や在宅復帰支援により、医療資源の有効活用ができ、地域全体の医療提供体制の維持に繋がる。

4 今後のスケジュール

令和9年3月末まで（予定） 50床体制へ移行

5 その他

○ 圏域での調整について

令和8年8月20日に開催された広島中央地域医療構想調整会議において審議され、承認を得ている。

○ 関連情報等

広島県ホームページ

URL：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshimacyuuou-chitaikyou/>